

坂東市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画(第9期計画)

令和 6 年度～令和 8 年度

【 概要版 】



令和6年3月
坂東市



1 計画策定に当たって

○計画策定の趣旨

国の方針：国等の大きな流れ ～「地域共生社会の実現」をめざして

国は、「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、さらには“団塊ジュニア”が高齢者となる令和 22 年（2040 年）をめぐり、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築・充実と深化を図ってきました。

また、人々が様々な支援の「支える側」「支えられる側」という関係を超えて地域に参画し、住民一人ひとりが役割と生きがいを持って助け合いながら暮らす「地域共生社会の実現」もめざしており、地域包括ケアシステムはその基盤になり得るものとして位置付けられています。

今後は、「地域共生社会の実現」に向けて、地域包括ケアシステムの強化と他の社会福祉基盤の充実に一体的に取り組むことが必要とされています。

本市の方針 ～新しい「高齢者福祉・介護保険事業計画」の策定へ

本市は令和 5 年 10 月 1 日現在で高齢化率 30.8%の超高齢社会であること、今後も少子高齢化の進行が予想されること等を踏まえ、地域包括ケアシステムの一層の確立・充実や地域共生社会の実現に向けて、地域の現状や課題を見直し、市の高齢者福祉・介護保険事業推進の指針となる『坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 9 期計画）』（以下「本計画」といいます。）を新たに策定することとします。

○計画の位置付け

- ・老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「高齢者福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定する「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。
- ・本計画は、市の上位計画である『ばんどう未来ビジョン』や『坂東市地域福祉計画・自殺対策推進計画』との整合を図りつつ策定します。また、他の個別計画と「地域福祉」の理念を共有し、整合性を確保します。さらに、県の『いばらき高齢者プラン 21』『茨城県保健医療計画』とも整合性を確保します。

○計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

○計画策定の体制

本計画は、以下の体制で策定しました。

計画策定の体制

項 目	内 容
計画策定組織 (会議)	市内の社会福祉関係者、学識経験者、市民団体等の代表者から成る「坂東市高齢者保健福祉計画推進委員会・坂東市介護保険推進委員会・坂東市地域包括支援センター運営協議会・坂東市地域密着型サービス運営委員会」(合同会議)を設置し、審議を実施
アンケート 調査	<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】(令和4年12月12日から12月28日まで) 市内在住の65歳以上の方 1,798人 有効回収数 1,123票、有効回収率 62.5%</p> <p>【在宅介護サービス利用者調査】(令和4年12月12日から12月28日まで) 市内在住の40歳以上の方(在宅介護サービス利用者) 800人 有効回収数 458票、有効回収率 57.3%</p> <p>【施設サービス利用者調査】(令和4年12月12日から12月28日まで) 市内在住の40歳以上の方(施設サービス利用者) 521人 有効回収数 305票、有効回収率 58.5%</p> <p>【在宅介護実態調査】(令和4年1月7日から令和4年12月20日まで) 市内在住の65歳以上の方(要介護認定更新者と区分変更者) 409人 有効回収数 409票、有効回収率 100.0%</p>
パブリック・ コメント	令和5年12月21日から令和6年1月19日まで実施

○「基本指針」に基づく今期介護保険制度改正の要点

介護保険制度については、計画の期間と合わせ3年ごとに見直しが行われます。
 今回の改正のポイントは、以下のとおりです。

改正のポイント

① 介護サービス基盤の 計画的な整備	② 地域包括ケアシステム の深化・推進に向けた 取組み	③ 地域包括ケアシステムを 支える介護人材確保及び 介護現場の生産性向上の 推進
-----------------------	-----------------------------------	---

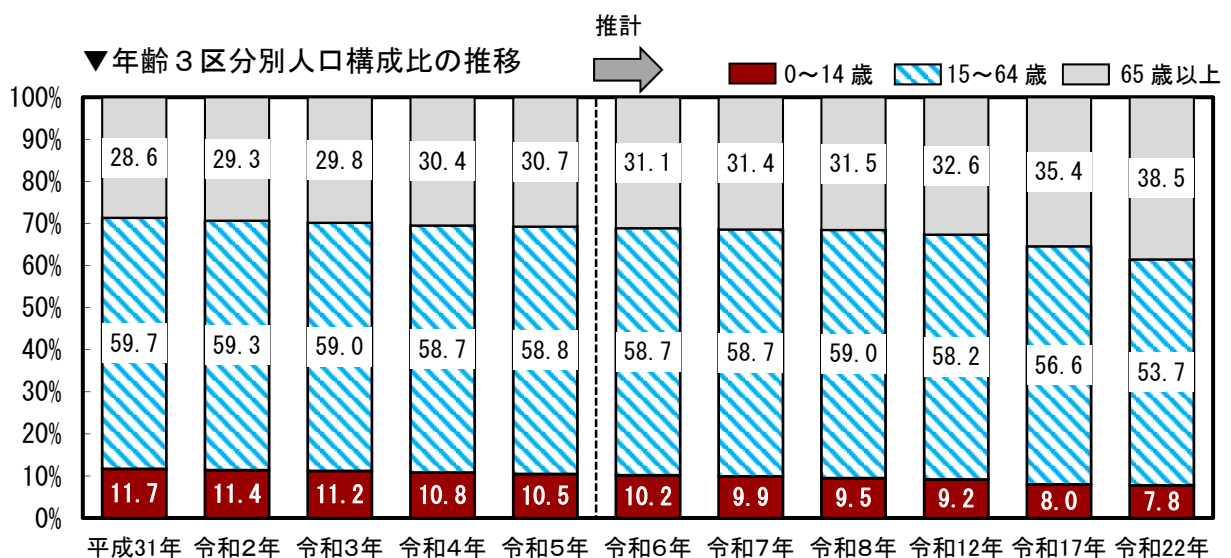
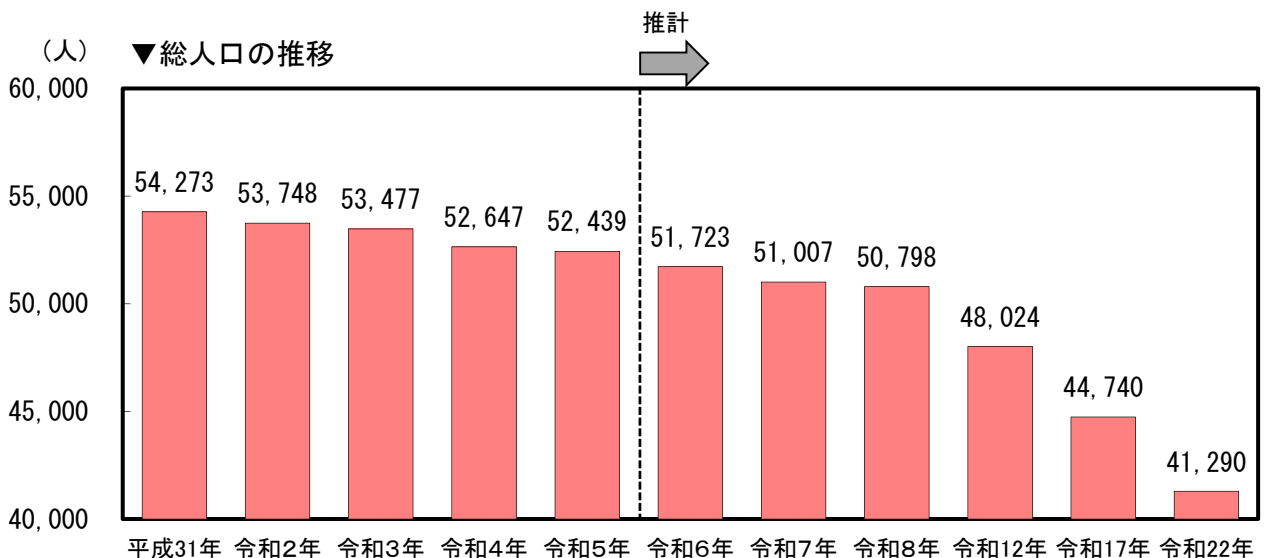
2 市の現状と今後の課題

○高齢者の状況

【総人口・3区分別人口構成比】

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年の総人口は平成31年（令和元年）から1,834人減少して52,439人となっています。将来人口推計では、令和7年（2025年）には総人口は51,007人、令和22年（2040年）には41,290人になると見込まれています。

平成31年（令和元年）から年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少傾向に、老年人口（65歳以上＝高齢者人口）の割合は増加傾向にあり、令和5年は年少人口が10.5%、生産年齢人口が58.8%、老年人口が30.7%となっています。令和22年（2040年）には年少人口は7.8%、生産年齢人口は53.7%まで低下し、老年人口は38.5%まで上昇すると見込まれます。



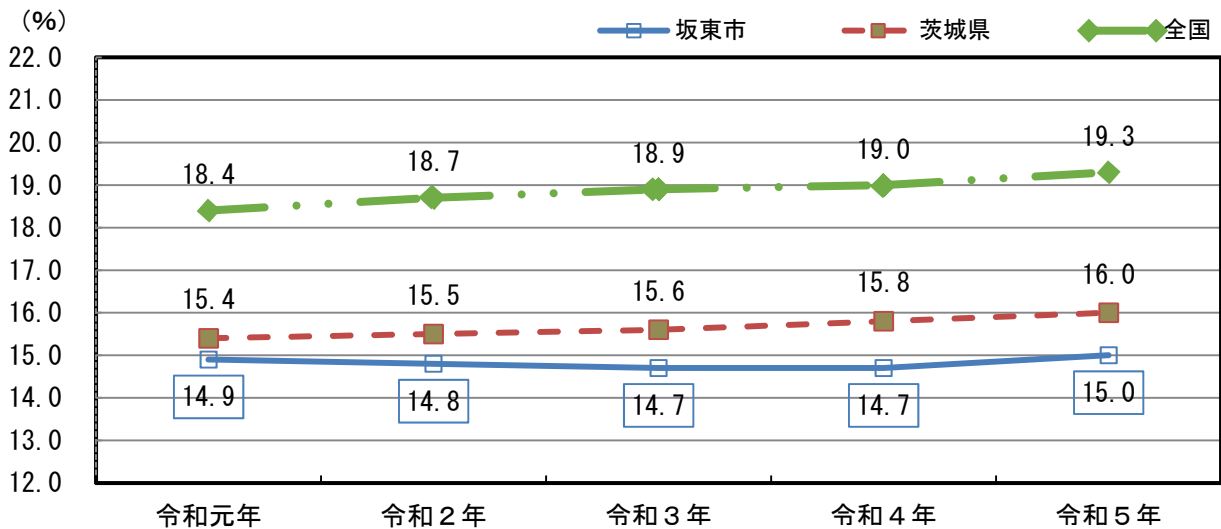
資料：住民基本台帳 令和5年までは実績値（各年4月1日）、同6年以降は推計値（各年10月1日）

○要支援・要介護認定の状況

【要支援・要介護認定率】

要支援・要介護認定率の推移をみると、令和元年から5年までの間はほぼ横ばいで、同時期の国・県の数値を下回り、15%以下で推移しています。

▼要支援・要介護認定率の推移（第1号被保険者※）



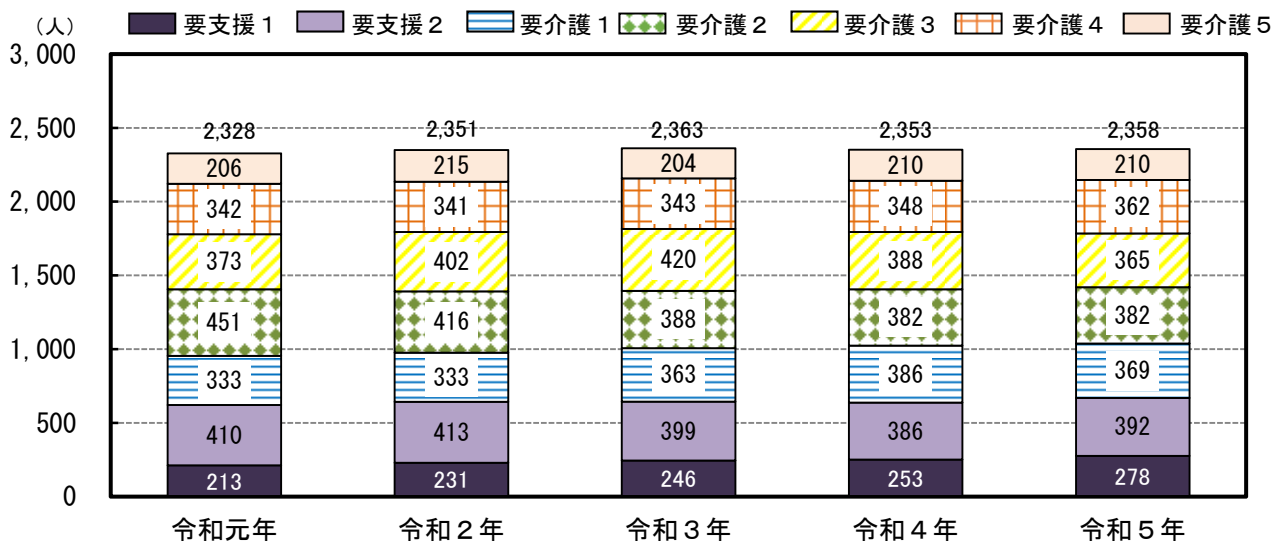
資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

※「第1号被保険者」とは、介護保険被保険者の内、65歳以上の方をいいます。

【要支援・要介護認定者数内訳】

要支援・要介護認定者数内訳の推移をみると、おおむねいずれの年も「要支援2」の人数が最も多く、次いで「要介護2」等が多くなっています。

▼要支援・要介護認定者数内訳の推移（第1号被保険者）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）



○本市の課題

さまざまな視点からの現状を踏まえて、本市の課題を以下に列挙します。

高齢者全員に当てはまる（全員が対象に想定される）普遍的な内容のものから、言わばセーフティネットの一つとして利用する方が限定される介護保険サービスに関するものまで、対象を限定的にしていく順で挙げています。

項 目	内 容
① 高齢者の生きがいの創出等による健康・元気づくり	“ニーズ調査”の結果で、市の高齢者施策として今後特に力を入れてほしいこととして、「災害」や「医療」の専門的な施策に次いで「健康づくり・介護予防に関する事業」を3人に1人程度の方が挙げており、非常にニーズが高いことがうかがえます。
② 「安全・安心のまちづくり」の推進	市の高齢者施策として今後特に力を入れてほしいことで最も多かった回答は、“ニーズ調査”・“在宅介護サービス利用者調査”の結果で共通して「緊急時・災害時の支援」となっており、こうしたニーズに応じたまちづくりを進めていくことが重要になります。
③ 高齢者が移動しやすいまちづくりの推進	運転免許証を返納するような年代にあたる後期高齢者人口の増加が見込まれることから、コミュニティバス「坂東号」やデマンドタクシー「らくらく」のような“地域交通”の需要が大きくなるものと予測され、料金や運行経路の検討、移動サービス全般の利用促進に向けた支援、周知・広報などの推進が重要になります。
④ 介護サービス情報提供の強化	介護保険などの支援が必要となった際には、誰もがスムーズに制度やサービスの利用につながるできるよう、情報提供の方法や発信回数などを検討していくことが重要です。多様な専門職、機関等が情報提供を行っており、一定の成果を上げていると見受けられる一方で、「サービスを利用しにくい」と感じている方も存在し、課題がうかがえます。
⑤ 在宅サービスの安定的な供給体制の整備	現在利用している以上に今後利用したい在宅サービスとして、「短期入所（ショートステイ）」が最も多く、次いで「訪問診療」「訪問介護」「訪問入浴介護」が多くなっており、訪問系サービスが多くを占めていることから、在宅介護サービスの安定的な提供体制の整備を一層進め、市民のニーズに対応していくことが重要になります。
⑥ 介護者の見守りと必要な支援へのつなぎ — 介護者負担の軽減	介護を伴う現在の生活は「苦しい」と回答した在宅介護者は、全体の半数弱となっており、介護者の負担を軽減するためにも、ニーズに応じることで在宅介護を推進していくことも重要です。また、介護者を見守り、必要な支援につなげていくことが併せて求められ、課題の一つとなります。

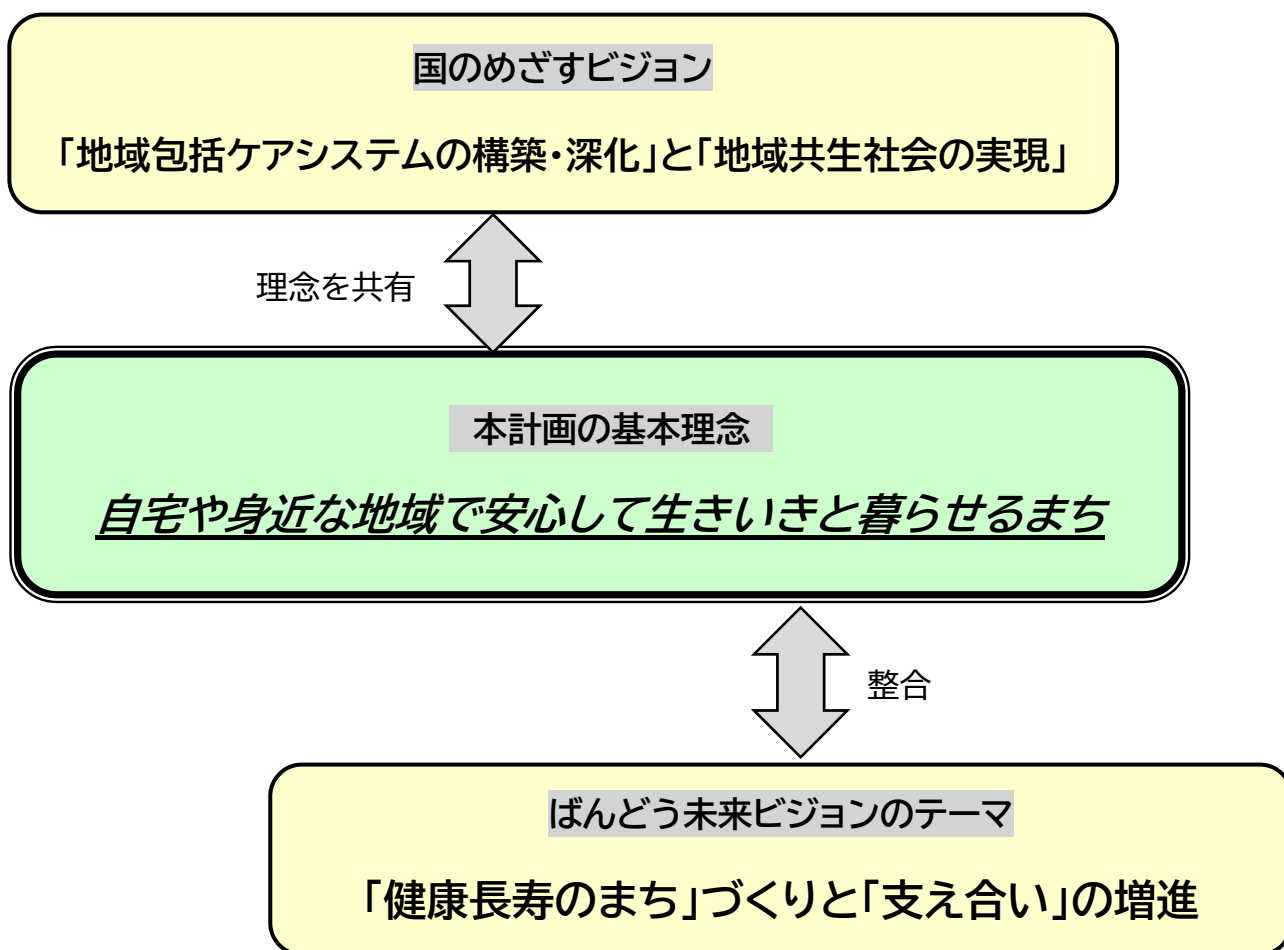
3 計画の基本的な考え方

○基本理念

本市の最上位計画である『ばんどう未来ビジョン』の「長期ビジョン」に掲げられるまちづくりのテーマの一つは、「暮らしづくり ～『健康長寿のまち』づくりと『支え合い』の増進～」となっています。

一方で、本市では、「第7期計画」「第8期計画」で、基本理念「**自宅や身近な地域で安心して生きいきと暮らせるまち**」を掲げて計画を推進し、地域に暮らす誰もが幸せな生活を送れるように市民、各種団体、行政の連携を充実させ、地域で支え合う仕組みづくりに取り組んできました。この基本理念と、国が推し進める「地域包括ケアシステムの構築・深化」や「地域共生社会の実現」の考え方とは、根本の理念を共有したものとなっています。

以上のことを踏まえて、『ばんどう未来ビジョン』のテーマに沿ったまちづくり、そして「地域包括ケアシステムの構築」、「地域共生社会の実現」が達成された地域社会をめざし、次の基本理念に基づいて、本計画を推進します。



4 計画の展開（取組みの体系）

○計画の基本目標

「基本理念」を実現するため、以下の4つの基本目標を定め、取組みを推進していきます。

基本目標1 高齢者の生きがい活動の支援・促進

生きいきと暮らしていく上で、生きがいを持つことは大変重要なことであるとともに、生きがいを持ってさまざまな活動に取り組むことは、介護予防や健康づくりにもつながることから、高齢者の生きがいづくりに向けて、地域での居場所づくりや社会参加等の促進、学習機会や文化・スポーツ活動の機会提供、長寿であることに敬意を表す祝金や記念品の贈呈などを行います。

また、高齢者の一層の生きがいづくりに向けて、「就労的活動」の促進などを実施します。

基本目標1 高齢者の生きがい活動の支援・促進

- 施策1 主体的活動の支援
- 施策2 就業機会の提供
- 施策3 生涯学習活動やスポーツ活動の促進
- 施策4 敬老事業・長寿顕彰事業の実施

基本目標2 介護予防・生活支援の総合的な展開

高齢者やその家族の方が自宅や身近な地域で安心して生きいきと暮らすことができるよう、「地域支援事業」を推進し、高齢者の各種生活支援や介護予防の取組み、家族介護者への支援を推進します。また、高齢者が移動しやすいまちづくりに向け、公共交通の利便性向上にも取り組みます。

そのほか、認知症になっても安全に、安心して生活することができるよう、認知症施策の推進や「成年後見制度」の利用促進を図ります。

基本目標2 介護予防・生活支援の総合的な展開

- 施策1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 施策2 包括的支援・任意事業
- 施策3 在宅生活支援の充実
- 施策4 家族介護者支援の推進
- 施策5 権利擁護施策の推進

基本目標 3 福祉のまちづくりの推進

自宅や身近な地域で安心して暮らすためには、安全・安心で生活しやすい環境であることが重要になるため、多様な生活課題を抱える方を対象とした住まいの確保や、地震や風水害、多様化する犯罪、感染症などへの対策や備えの強化、日常の交通手段の確保に努めます。

また、市内の誰もが互いに支え合って生活していくことができるよう、「地域共生社会」の考え方について周知・啓発を図り、「福祉のまちづくり」を推進します。

基本目標 3

福祉のまちづくりの推進

- 施策 1 住まいの確保
- 施策 2 防災・防犯・防疫・交通安全対策の推進
- 施策 3 「福祉のまちづくり」の推進

基本目標 4 介護サービスの充実と円滑な運営

自宅や身近な地域で安心して生活していくために、誰もが必要に応じて、適切な介護サービスを受けられる環境が必要であることから、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和 7 年（2025 年），“団塊ジュニア世代”が高齢者となる令和 22 年（2040 年）を視野に入れて、各種介護サービス提供体制の整備を進めます。また、住民の方が実際にサービスを利用しやすいような情報提供の充実や、制度の持続可能性を確保するための介護給付の適正化も、併せて推進します。

基本目標 4

介護サービスの充実と円滑な運営

- 施策 1 介護サービス基盤の整備
- 施策 2 情報提供の充実
- 施策 3 低所得者への配慮の実施
- 施策 4 サービス事業者の育成・指導
- 施策 5 多様な相談体制・苦情相談体制の整備
- 施策 6 介護給付等の適正化への取組みと目標設定
- 施策 7 関係機関等との連携



5 介護保険事業の推進

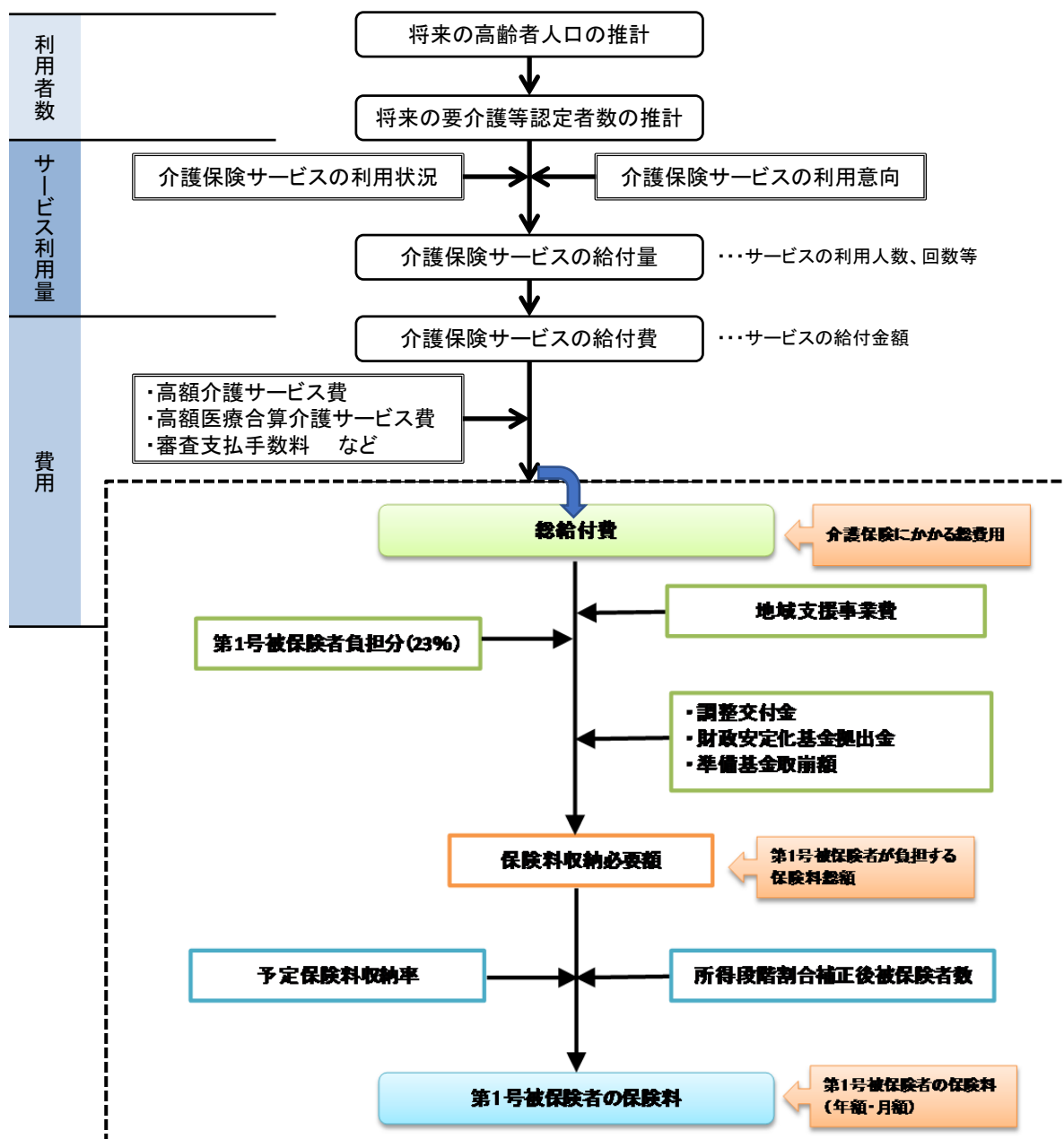
○本計画期間の介護保険料

【介護保険料の算定】

将来人口推計を基に要支援・要介護認定者数を推計し、サービスの利用者数を基に各サービスの給付見込み額を算出します。これに、特定入所者介護（予防）サービス費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、審査支払手数料及び地域支援事業費の見込み額を加えた額が総事業費になります。

保険料（基準額）は、介護保険事業にかかる総事業費や第1号被保険者数を基に、次のように算定します。

< 総給付費・介護保険料算定の流れ >



【第1号被保険者介護保険料】

介護保険料は、被保険者の収入・所得状況と世帯状況による段階制を採用しています。
本市では、13段階制を採用します。

令和6年度から令和8年度までの3年間における、第1号被保険者の保険料は下表のとおりです。

本計画の事業量見込み等を基に算出した保険料月額基準額は、「5,350円」になります。

第9期計画期間の第1号被保険者介護保険料

所得 段階	対 象 者			基準額に 対する割合	保険料額 (年間)
第1 段階	(1)生活保護受給者			×0.455	29,200 円
	本人が市 民税非課 税	世帯全員が 市民税非課 税	(2)老齢福祉年金受給者 (3)前年の公的年金などの収入金額とその他の合計 所得金額の合計額が 80 万円以下		
前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得 金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下			×0.685	43,900 円	
前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得 金額の合計額が 120 万円超			×0.690	44,200 円	
第4 段階		世帯員に 市民税課税 者がいる	前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得 金額の合計額が 80 万円以下	×0.900	57,700 円
第5 段階			前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得 金額の合計額が 80 万円超	基準額 (×1.000)	64,200 円
第6 段階	本人が市 民税課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満		×1.200	77,000 円
第7 段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満		×1.300	83,400 円
第8 段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満		×1.500	96,300 円
第9 段階		前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満		×1.700	109,100 円
第10 段階		前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満		×1.900	121,900 円
第11 段階		前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満		×2.100	134,800 円
第12 段階		前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満		×2.300	147,600 円
第13 段階		前年の合計所得金額が 720 万円以上		×2.400	154,000 円

※合計所得金額は、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額です。

※「土地売却等に係る特別控除」がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額になります。

※介護保険法施行令の改正により、第1段階から第3段階までを対象として公費投入（国：1/2、県：1/4、市：1/4）による保険料負担割合の軽減を図ります。

〔第1段階 0.455 → 0.285、第2段階 0.685 → 0.485、第3段階 0.690 → 0.685〕

6 計画の推進と進行管理

○計画推進・進行管理の体制

【計画の進行管理の考え方】

本計画は、「PDCAサイクル」の考え方に基づき、毎年度、各事業の進捗状況により、事業や施策展開の重要度や成果の達成状況について点検・評価を行い、適宜改善をしながらより効果的な計画となるように努めていきます。

計画推進の体制

項 目	内 容
① 全庁的な施策の推進	本計画の推進に当たっては、高齢者福祉の向上と介護保険事業の円滑な実施と併せ、地域包括ケアシステムの充実を図るため、全庁的かつ分野横断的に連携し、関連する施策担当課と各施策の整合を図り、効率的・効果的に推進します。
② 計画とSDGsとの関係	国は、平成28年に「SDGs実施指針」を定めて、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会づくりを念頭に置いて取組み（施策）を推進していきます。
③ 関係機関等との連携	本計画の積極的な推進を図るため、各種機関・団体との連携を維持・強化します。また、民生委員・児童委員やボランティアサークル等の地域団体との協力関係を引き続き推進するとともに、地域におけるさまざまな担い手が参加する会議などとの情報共有・連携を進めます。
④ 住民への周知	広報や市ホームページなどを活用した情報発信に加えて、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員のほか、さまざまな関係団体や関係者を通じて、広く住民に高齢者福祉や介護保険制度についての情報提供を実施します。

○成果目標

本計画では、7・8ページの各基本目標ごとに「数値目標」を設定して、進捗の管理を実施し、必要に応じて事業の見直しを行い、進捗管理に努めることとします。

●坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期計画）〈概要版〉

発行年月：令和6年3月

発行：茨城県坂東市

編集：保健福祉部 介護福祉課

住所：茨城県坂東市岩井 4365 番地

電話：0297-35-2121・0280-88-0111（代表）

URL：<https://www.city.bando.lg.jp/>